

旭生活と健康を守る会との協議等議事録（要旨）

旭区役所 企画課

1 日 時 令和6年7月30日（火）午前10時～12時

2 場 所 旭区役所 3階 第2・第3会議室

3 団 体 名 旭生活と健康を守る会

4 協議等の趣旨 生活保護に関する要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 外10人

（本市）

旭区役所 課長2人、課長代理3人

6 議事

（1）生活保護の決定について（項目番号1）

団体側要望概要

- ① ある人が生活保護の相談をしてから1ヶ月以上経つが、まだ保護費が支給されていない。本来は14日以内に対応されるべきで、遅れる場合は説明する義務があると思うが、それもされていないという。物価高騰が続く中で皆が大変な状況なので、ルールを守ってきちんと対応してほしい。
- ② 生活保護を申請した場合、旭区では14日以内に決定できているのか。
- ③ 決定まで長引く場合は、正式な文書を出して説明してほしい。特に精神的な病気を抱える人は、問題が何か分からないと不安が増し、落ち込んでしまうことがある。希望を失わないためにも、きちんとした対応をお願いしたい。（意見のみ）

本市説明概要

- ① 実施要領では、生活保護の決定は通常14日以内、特別な事情がある場合は30日以内に決定するとなっている。個別の事情はこの場で話せないが、時間がかかり過ぎていることや、職員の説明不足等についてはお詫びする。決定までの間に食料などで困っている場合には、可能な限りの支援を検討し、現金支給まで繋げていけるように努めている。

- ② ケースワーカーには受理してから1週間以内には家庭訪問に行くよう指示している。極力14日以内に完結できるように努力している。

(2) 就労指導などの助言指導について (項目番号2)

団体要望概要

- ① 回答内容について説明をお願いしたい。
- ② 働きたくないわけではなく、適正な仕事や条件が重要だ。一部の企業等では、賃金が低く、労働環境が悪いところもあると聞いている。最低賃金や労働環境についてどのように指導されているのか。
- ③ 保護決定までに就労指導はあるのか。
- ④ 以前、具合が悪くて働けない人に対しても指導が行われたことがあった。無理な就労指導を行うのは不適切であり、今後はこうしたことがないようにしてほしい。(意見のみ)

本市説明概要

- ① 生活保護の実施要領では、まずは自身の資産や能力、扶養、他の法的資源を活用することが求められており、そのための助言を行う。保護受給中の方には、指導指示の対象となってくる部分もあるが、これらは生活保護の目的達成のために必要な措置であり、各世帯の状況に応じて丁寧に説明しながら進めている。
- ② 就労した明細書を提出してもらい、最低賃金を下回っている場合は適切な対応を考えている。ハローワーク職員や就労指導の委託事業者の協力を得て対応している。また、就労指導は本人の意欲や経験、能力に合った職場を見つけることが重要で、無理な指導は行っていない。
- ③ 保護決定前の就労指導はしていない。

(3) 扶養照会について (項目番号3)

団体要望概要

- ① 回答内容について説明をお願いしたい。
- ② 扶養照会が原因で生活保護を嫌がる人がいる。特にDV被害者や家族に知られたくない人にとっては大きな問題であり、過去に窓口で不適切な対応があった事例もあるため、慎重に対応してほしい。(意見のみ)

本市説明概要

- ① 扶養照会は生活保護を受けるための必須要件ではなく、扶養が優先されるとなっている。生活歴などの聞き取りを行い、扶養援助が期待できない方やお願いすべきでない方には照会を行っていない。個々の状況を確認しながら判断し、必要な場合には本人に伝えたくうえで扶養照会している。また、扶養照会の書式は国の生活保護法施行細則準則に則っている。

(4) 保護決定通知書について (項目番号4)

団体要望概要

- ① 回答内容について説明をお願いしたい。

本市説明概要

- ① 生活保護法24条に基づき、決定時に生活保護費の明細と決定理由を記載した通知書を送付している。ただ、字が小さいなどの問題はあるので、不明な点や疑問がある場合は、担当のケースワーカーに問い合わせただければ丁寧に説明させていただく。

(5) 緊急通報システムと福祉電話 (高齢者用電話) について (項目番号5)

団体要望概要

- ① 回答内容について説明をお願いしたい。

本市説明概要

- ① 大阪市では市ホームページで高齢者が在宅で生活するための福祉サービスの情報を周知しており、旭区ホームページにもそのリンクを貼っている。また、介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」にも情報を掲載し、周知している。

(6) つなぎ資金や貸付について (項目番号6)

団体要望概要

- ① 物価が上がっている現状で、保護費の支払いまで5,000円では生活するのが厳しい。この金額では現金支給まで食べていけない。上層部に要望を出してほしい。
- ② 要望書では保護申請から保護費が入るまでの期間の資金について聞いているが、区役所の回答では保護決定後のつなぎ資金について書かれている。申請から決定まで、さらに決定から保護費の振り込みまで日にちがかかるため、我々の言うつなぎ資金と区役所のつなぎ資金の意味が違うのではないか。
- ③ 各行政区等も全て金額は5,000円か。どういう基準で決まっているのか。
- ④ 最近はつなぎ資金を5,000円借りたくても、その5,000円から手持ち資金を引いた金額しか借りられないと聞いているが、どうか。
- ⑤ 保護申請時につなぎ資金のことを説明されず、最初の保護費をもらうまで現金がなく、何日もご飯を食べずに過ごした経験があるので、つなぎ資金について、申請者全員に周知徹底してもらいたい。
- ⑥ 食糧支援があると言っても、インフラが止まっている状況では役に立たないことが多い。例えば、お米を支援されても調理ができないため、もっと現金のつ

なぎ資金を出して生活を支えるべきだ。(意見のみ)

本市説明概要

- ① つなぎ資金については民生委員児童委員協議会で行っており、生活保護が決定した方に対して、保護費の支払い開始日までの間をつなぐため緊急援護資金貸付事業として貸付を実施している。また、生活保護受給世帯においても、大阪府社会福祉協議会が実施・運営している生活福祉資金貸付制度の貸付の対象となることがある。
- ② つなぎ資金は、区役所ではなく、民生委員児童委員協議会が生活保護申請者に対して貸付しているもので、保護費の振り込みまでの間を繋ぐものであり、決定している方に対して保護費が出るまでの間の資金として貸し付けられるものだと聞いている。
- ③ つなぎ資金は実施主体である民生委員児童委員協議会の規定により、単身の方は5,000円、2人世帯はその1.5倍、それ以上は1万円以内とされている。これを超える支援は現状できないが、金額が足りない場合は食料支援などで保護費が出るまで対応している。
- ④ 貸付は民生委員児童委員協議会の判断に基づいて行われている。金額は多くないため、食糧支援などを通じて保護費が出るまでの間をしのいでいただく対応を、くらし相談窓口や社会福祉協議会の協力を得て行っている。初回の保護費が支給された際に貸付分を返済する流れになっている。
- ⑤ 受付面接の際につなぎ資金についての説明が漏れていたということであれば、今後はその点に気をつけて対応するようにする。

(7) その他

団体要望概要

- ① 旭区の生活保護世帯数はどれくらいか。
- ② 旭区のケースワーカーは全部で何人か。
- ③ 高齢者の場合はケースワーカーとは別に訪問員がいるが、旭区では何人いるか。
- ④ 生活保護世帯3700世帯を25人のケースワーカーで対応しているということだが、ケースワーカーが不足しているのではないか。増やす予定はあるか。
- ⑤ 保護の決定が14日を超え、生活資金がなく困窮していた方がおり、区役所に交渉に来たらケースワーカーから「明日お金が出ます」と言われたが、実際には出なかった。このような対応が平気で行われている。病気のせいで興奮しやすく声を荒げてしまう方に対しても警察OBが出てくるが、病気への理解と配慮をお願いしたい。(意見のみ)
- ⑥ 今年は暑さが特に厳しく、生活費を削って電気代に回す形でなんとかやりくりしている状況。生活が非常に厳しいので、夏季加算をお願いしたい。(意見のみ)

み)

- ⑦ 現状のままでも生活が厳しいため、これ以上生活保護費を下げないでほしい。
(意見のみ)
- ⑧ 年齢が上がるにつれて保護費が減額されていくが、高齢になると医療費以外の雑費が増えるので、むしろ増やしていくべきだ。(意見のみ)

本市説明概要

- ① 大体3700世帯弱。3600～3700世帯の間で推移しているというような状況。
- ② 定数としては29人だが、実働しているケースワーカーは25人。
- ③ 訪問員は5人。高齢の支援に繋いでいくためのプログラム員が2人。
- ④ ケースワーカーは訪問や援助、生活費の計算などもあり非常に忙しい状況。高齢者には訪問員、調査担当、自立支援の関係の担当、就労支援の委託事業者など全体で協力しながら、なんとか業務を行っている。人員については増やしてもらえるよう、区として大阪市に要望している。